

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯崎英彦

## 広島県規則第二十九号

### 広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

#### (危機管理監の分課)

第四条 地方自治法第百五十八条第一項及び広島県局設置条例(昭和二十九年広島県条例第五十四号)第四条の規定により設置された危機管理監に、危機管理課、みんなで減災推進課及び消防保安課を置く。

#### (危機管理監の分課)

第四条 地方自治法第百五十八条第一項及び広島県局設置条例(昭和二十九年広島県条例第五十四号)第四条の規定により設置された危機管理監に、危機管理課及び消防保安課を置く。

#### (危機管理監の分課)

第五条 (局の分課)  
第五条 (局の分課)

第五条 (局の分課)  
第五条 (局の分課)

#### (略)

#### (略)

#### 局 健康福祉

#### (略)

#### 局 健康福祉

#### (略)

#### 局 商工労働

#### (略)

2 前項に規定するもののほか、総務局にデジタルトランスフォーメーション推進チーム、経営企画チーム及びブランド・コミュニケーション推進チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。

2 前項に規定するもののほか、総務局にデジタルトランスフォーメーション推進チーム、経営企画チーム及びブランド・コミュニケーション推進チームを置く。

第七条 (危機管理監各課の分掌事務等)

第七条 (危機管理監各課の分掌事務等)

## 危機管理課

## 危機管理課

一  
一  
八  
（略）

一  
一  
八  
（略）

九  
一  
九  
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成二十五年法律第九十五号）に関すること。

十  
一  
十三  
（略）

九  
一  
十二  
（略）

みんなで減災推進課  
広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進に関すること。

消防保安課  
（略）

九  
一  
十二  
（略）

みんなで減災  
広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進に関すること。

消防保安課  
（略）

二  
一  
九  
危機管理監に、第四条に規定する課のほか、減災対策推進担当課長を置く。  
二  
一  
九  
強くしなやかな国民生活の実現を図るためにの防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成二十五年法律第九十五号）に関すること。

三  
一  
九  
減災対策推進担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。  
一  
一  
九  
広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に関すること。  
二  
一  
九  
強くしなやかな国民生活の実現を図るためにの防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成二十五年法律第九十五号）に関すること。

## （総務局各課の分掌事務） 第八条 （略）

### 総務課

一  
一  
八  
（略）

九  
一  
八  
（略）

十九 総務事務所における非常勤の職員の任免に係る事務の集中処理に関すること。（総務事務課の所掌に属するものを除く。）

二  
一  
三  
十二  
（略）

九  
一  
三  
十二  
（略）

四  
一  
四  
内部統制制度に関すること。  
五  
一  
五  
（略）

九  
一  
四  
内部統制制度に関すること。  
六  
一  
五  
（略）

四  
一  
三  
秘書課・人事課  
業務プロセス改革課  
（略）

九  
一  
三  
秘書課・人事課  
業務プロセス改革課  
（略）

四  
一  
二  
デジタルトランスフォーメーション推進チー  
ム  
（略）

九  
一  
二  
デジタルトランスフォーメーションに関する基本的事項の企画及び総合調整並びにデジタルトランスフォーメーション施策の推進に関すること。

五  
一  
五  
（略）

九  
一  
五  
（略）

六  
一  
六  
（略）

九  
一  
六  
（略）

七  
一  
七  
（略）

九  
一  
七  
（略）

八  
一  
八  
（略）

九  
一  
八  
（略）

九  
一  
九  
（略）

九  
一  
九  
（略）

十  
一  
十  
（略）

十  
一  
十  
（略）

十一 ゴルフ場利用税の市町交付金に関すること。

十二 自動車取得税及び自動車税の環境性能割の市町交付金に関すること。

十三 軽油引取税の指定市交付金に関すること。

#### 七一十六 (略)

経営企画チーム (略)

ブランド・コミュニケーション戦略チーム

一 県政コミュニケーション戦略の総括及び総合調整に関すること。

二 ブランド戦略及びコミュニケーション戦略に関すること。

三 ひろしまブランドに関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

#### 四・五 (略)

統計課・研究開発課 (略)

2 総務局に、第五条に規定する課のほか、審理監を置く。

3 審理監は、行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を分掌する。

#### (環境県民局各課の分掌事務等)

##### 第十条 (略)

環境県民総務課—自然環境課 (略)

循環型社会課

##### 一・十五 (略)

#### 十六 (略)

産業廃棄物対策課 (略)

2・3 (略)

#### (健康福祉局各課の分掌事務等)

##### 第十一条 (略)

健康福祉総務課 (略)

子供未来応援課

一 ひろしま子供の未来応援プランの推進に関すること。

##### 二・十七 (略)

#### 八 次世代育成支援対策推進法 (平成十五年法律第二十号)に関すること。(他

局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

九 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

十・十一 (略)

安心保育推進課・こども家庭課 (略)

医務課

一一十二 救急医療体制の確保に関すること。

#### 十四・二十三 (略)

経営企画チーム (略)

広報課

一 広報の総括及び総合調整に関すること。

二 広報戦略に関すること。

三 広聴の総合調整に関すること。

#### 四・五 (略)

統計課・研究開発課 (略)

2 総務局に、第五条に規定する課のほか、審理監を置く。

3 審理監は、行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を分掌する。

#### (環境県民局各課の分掌事務等)

##### 第十条 (略)

環境県民総務課—自然環境課 (略)

循環型社会課

##### 一・十五 (略)

#### 十六 (略)

産業廃棄物対策課 (略)

2・3 (略)

#### (健康福祉局各課の分掌事務等)

##### 第十一条 (略)

健康福祉総務課 (略)

子育て・少子化対策課

一 ひろしまファミリー夢プランの推進に関すること。

##### 二・十七 (略)

#### 八・九 (略)

安心保育推進課・こども家庭課 (略)

医務課

一一十 (略)

灾害医療に関すること。

十三十五 (略)  
がん対策課 食品生活衛生課 (略)  
薬務課

十一十三 (略)  
がん対策課 食品生活衛生課 (略)  
薬務課

十九 (略)  
覚醒剤取締法 (昭和二十六年法律第一百五十二号) に関すること。  
一一二十一 (略)

一四 (略)  
医療介護計画課  
一四 (略)

一九 (略)  
覚せい剤取締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) に関すること。  
一一二十一 (略)

五 (略)  
医療介護人材課 国民健康保険課 (略)  
地域福祉課

七 (略)  
医療介護人材課 国民健康保険課 (略)  
地域福祉課

社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十  
五号) に関すること。  
一二 生活福祉資金に関すること。  
三 地域福祉活動の推進に関すること。  
四十七 (略)  
八 災害救助法に関すること。 (健康福祉  
総務課の所掌に属するものを除く。)  
九 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭  
和四十八年法律第八十二号) に関するこ  
と。

一四 (略)

十 被災者生活再建支援法 (平成十年法律  
第六十六号) に関すること。

十一 広島県社会福祉審議会に関すること。

地域共生社会推進課

一 地域共生社会の基盤づくりに関するこ  
と。

二 地域共生社会の推進に関する企画、普  
及啓発及び総合調整に関すること。

社会援護課

一十五 (略)

十六者支援課

一障害者総合支援法に関すること。 (子  
供未来応援課の所掌に属するものを除く。)

二十一 (略)  
障害者支援課

一障害者総合支援法に関すること。 (子  
供未来戦略担当課長及び地域支え合い担当  
課長を置く。)

二十二 (略)

二障害者支援課

一障害者総合支援法に関すること。 (子  
供未来戦略担当課長の分掌事務は、次の  
とおりとする。)

二ひろしまファミリー夢プランに関するこ  
と。 (子育て・少子化対策課の所掌に属す  
るものをお除く。)

二子ども・子育て支援法に基づく子ども・  
子育て支援計画に関すること。

三次世代育成支援対策推進法 (平成十五年  
法律第二百二十号) に関すること。 (他局及

び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

四 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

四 地域支え合い担当課長の分掌事務は、次のとおりとする。

一 地域共生社会の基盤づくりに関すること。

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に関すること。

三 生活福祉資金に関すること。

四 地域福祉活動の推進に関すること。

五 災害救助法に関すること。(健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。)

六 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)に関すること。

七 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に関すること。

八 広島県社会福祉審議会に関すること。

#### (商工労働局各課の分掌事務)

##### 第十二条 (略)

###### 商工労働総務課

一 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(観光課及び農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)

八 伝統的工芸品産業の振興に関するこ

と。(県産品の開発及び販路開拓に関するこ

と。中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)に関するこ

と。(商工労働局中他課の所掌に属するものを除く。)

十九 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(雇用労働政策課—職業能力開発課(略)イノベーション推進チーム)

一 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)に関するこ。(経営革新課の所掌に属するものを除く。)

六 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(産業人材課(略)経営革新課)

二 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(中小企業等経営強化法に基づく経営革新に関するこ。(

二十三 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(県内投資促進課・海外ビジネス課(略))

#### (商工労働局各課の分掌事務)

##### 第十二条 (略)

###### 商工労働総務課

一 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(雇用労働政策課—職業能力開発課(略)イノベーション推進チーム)

一 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)に関するこ。

六 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(産業人材課(略)経営革新課)

一 ひろしまブランドシヨップに関するこ

と。(県内投資促進課・海外ビジネス課(略))

一 ひろしまブランドシヨップに関する基本的事項

の企画及び総合調整に関すること。

二 広島ブランドショップに関すること。

(観光課及び農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)

三 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

四 県産品の開発及び販路開拓に関するこ

と。

#### 観光課 (略)

(農林水産局各課の分掌事務)

第十三条 (略)

農林水産総務課→畜産課 (略)

水産課

一一一 (略)

十二一二二十六 (略)

林業課→農林整備管理課 (略)

農業基盤課

一一七 (略)

八 棚田地域振興法(令和元年法律第四十  
二号)に関すること。

一一五 (略)

六 農業用ため池の管理及び保全に関する法  
律(平成三十一年法律第十七号)に関する  
こと。

一一三 (略)

土木建築総務課→河川課 (略)

砂防課

(土木建築局各課の分掌事務等)

第十四条 (略)

土木建築総務課→河川課 (略)

砂防課

四 土砂災害警戒区域等における土砂灾害  
防止対策の推進に関する法律(平成十二  
年法律第五十七号)に関すること。

一一三 (略)

空港振興課→營繕課 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)

第十四条 (略)

土木建築総務課→河川課 (略)

砂防課

四 土砂災害警戒区域等における土砂灾害  
防止対策の推進に関する法律(平成十二  
年法律第五十七号)以下「土砂灾害防止  
法」という。)に関すること。(特定開  
発行為及び緊急調査に係るものに限る。  
を除く。)を分掌する。

(分掌事務)

第十八条 (略)

会計総務課

一一五 (略)

(分掌事務)

第十八条 (略)

会計総務課

一一五 (略)

2 4		社 局 健 康 福							(略)		總務局		主管局課	
(略)		社 課 地 域 福		課 來 応 援		子 供 未		(略)		稅 務 課		(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	廣島県 固定資 産評 価審 議會	(略)	名称
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地方稅法及 び廣島縣 固定資產評 価審議會 條例(昭和三十七年 廣島縣條例第三十七 号)の規定に基 づき、 知事の諮詢に応じ、 固定資產の評 価に関 する事項につ いて調 査審議する こと。	(略)	目的
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

六  
・八 証紙に関する」と。  
(略)

## 六・七 審查指導課・総務事務課 (略) (略)

審查指導課・總務事務課  
七・八 (略) (略)

二条 (略)  
主課・保健課  
治衛生課

一七 (略)  
八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（畜産事務所の所掌に属するものを除く。）、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚醒剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。

試験検査課  
（略）

第五十七條 (支所の各課の分掌事務)  
(略)

**(支所の各課の分掌事務)**  
**第五十七条** (略)

県東部保健所福山支所に限る。)――厚生保健課(広島県西部保健所呉支所に限る。)(略)

衛生環境課

一・一三 (略)

四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(畜産事務所の所掌に属するものを除く。)、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚醒剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。

五・一八 (略)

試験検査課(広島県東部保健所福山支所に限る。)(略)

(内部組織)		課名
第六十八条	(略)	
広島県西部こども家庭センター名	こども家庭センター名	
広島県東部こども家庭センター	広島県東部こども家庭センター	
広島県北部こども家庭センター	広島県北部こども家庭センター	

(各課の分掌事務)		課名
第六十九条	(略)	
広島県西部こども家庭センター	総務企画課	
	相談援助第一課及び相談援助第二課	
一児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。		

二 児童に関する相談に関すること。

三 児童及びその家庭に関する調査に関すること。

四 (略)  
五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。

六・七 (略)  
八 児童及びその家庭に関する判定に関すること。

九 前号の判定に基づく児童及びその保

県東部保健所福山支所に限る。)――厚生保健課(広島県西部保健所呉支所に限る。)(略)

衛生環境課

一・一三 (略)

四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(畜産事務所の所掌に属するものを除く。)、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。

五・一八 (略)

試験検査課(広島県東部保健所福山支所に限る。)(略)

(内部組織)		課名
第六十八条	(略)	
広島県西部こども家庭センター名	こども家庭センター名	
広島県東部こども家庭センター	広島県東部こども家庭センター	
広島県北部こども家庭センター	広島県北部こども家庭センター	

(各課の分掌事務)		課名
第六十九条	(略)	
広島県西部こども家庭センター	総務企画課	
	相談援助課	
一児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。		

二 児童に関する相談に関すること。

三 児童及びその家庭に関する調査に関すること。

四 (略)  
五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。(児童虐待対応課の所掌に属するものを除く。)

六・七 (略)  
八 児童及びその家庭に関する判定に関すること。



二 児童に関する相談に関すること。

三 児童及びその家庭に関する調査に関すること。

四 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。

五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。

六 児童及びその家庭に関する判定に関すること。

七 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

八 要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、自立支援、医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

九 配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援等医学的又は心理学的な指導等に関すること。

十 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十一 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十二 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十三 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十四 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十五 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十六 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十七 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十八 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

十九 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十一 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十二 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十三 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十四 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十五 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十六 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十七 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十八 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

二十九 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十一 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十二 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十三 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十四 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十五 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十六 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十七 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十八 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

三十九 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

四十 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

四十一 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

四十二 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

四十三 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

四十四 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

四十五 児童虐待対応課の所掌に属するものを除くこと。

四

知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。

五

十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に関すること。

六

障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

七

要保護女子等問題を抱えた女性の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に関すること。

八

配偶者等からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に関すること。

一時保護課 (略)  
広島県北部こども家庭センター

相談援助第一課及び相談援助第二課

一八 (略)

九 児童及びその家庭に関する判定に関すること。

十 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。

十一 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。

十二 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。

十三 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導等に関すること。

十四 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

十五 要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、自立支援、医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導等に関すること。

十六 配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援、医学的又は心理学的な指導等に関すること。

九 要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、自立支援等を行うこと。

十 配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援等を行うこと。

十一 前各号のほか、判定指導課の所掌に属しないこと。

判定指導課

一 児童及びその家庭に関する判定に関すること。

二 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。

三 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。

四 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。



(略)	広島県西部建設事務所	第九十五条 建設事務所名 (内部組織) (略)	十一 林務課 (略)	十一 林務課 (略)
(略)	広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所	農村整備課 (略)	十一 農村振興課 (略)	十一 農村整備課 (略)
(略)	建設総務課、建設業課、 用地第一課、用地第二課 管理第一課、管理第二課 維持第一課、維持第二課 工務第一課、工務第二課 建築課、東部連続立体交 差事業課	課及び事業所名	建設事務所	広島県西部農林水產事務所東広島農林事業所

第一百二十条 産業情報、観光情報その他の情報の収集、提供等を行い、県内産業の振興を図るため、広島県大阪事務所（以下「大阪事務所」という。）を置く。

2 大阪事務所の位置は、大阪市北区梅田一丁目とする。

（所掌事務）  
第一百二十二条 大阪事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

一  
一四  
（略）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

第一百二十条 産業情報、観光情報その他の情報の収集、提供等を行い、県内産業の振興を図るため、広島県大阪情報センター（以下「大阪情報センター」という。）を置く。

2 大阪情報センターの位置は、大阪市北区梅田一丁目とする。

（所掌事務）  
第一百二十二条 大阪情報センターは、次に掲げる事務を分掌する。

一  
一四  
（略）